令和８年９月１日

東京司法書士会債務整理事件に関する規則の施行に当たっての会長声明

東京司法書士会
会長　千 野 隆 二

当会は、令和８年５月１６日に開催した定時総会において、従来の「東京司法書士会債務整理事件に関する規範規則」を改正し、新たな「東京司法書士会債務整理事件に関する規則」（以下「本規則」といいます。）を別紙のとおり承認いたしました。本規則は、本日から施行いたします。

司法書士の行う債務整理事件処理は、多重債務問題に直面した市民の皆様の生活再建のために重要な役割を果たしています。しかし、近年、一部の司法書士が、依頼者と面談を行わずに事件を受任し、不適切な方針決定をし、不当に高額な報酬を請求するなどの事案が全国的に問題となっています。

そこで、当会においても、不適切な事件処理と不適正かつ不当な報酬請求を防止するため、従来の規則を全面的に見直し、本規則へと改正するに至りました。

具体的には、改正前から存在していた依頼者との直接面談義務を維持強化し、司法書士（司法書士法人にあっては、当該法人に所属する司法書士）が、債務整理事件を受任する際や、事件処理の過程で方針変更など重要事項がある際には、依頼者と直接面談して十分な聴き取りと説明をすること、委任契約書の作成と依頼者への交付を義務付けること、不適切な偏った事件処理を禁止することなどを規定しています。

また、任意整理事件の報酬上限を原則として債権者一人あたり５万円（消費税別）とし、例外的に付加報酬を受領できる場面を限定しています。なお、報酬の上限に関する規定は、施行日から５年間の時限措置を設けています。

当会では、本規則の施行に当たり、債務整理事件処理の目的が生活再建にあることを改めて確認し、適切な債務整理事件処理を通じて、国民の権利の擁護と自由かつ公正な社会の形成に寄与してまいります。

以上

○東京司法書士会債務整理事件に関する規則

平成17年５月13日総会決定
令和元年５月18日総会決定
令和８年５月16日総会決定

（目　的）

第１条　この規則は、司法書士又は司法書士法人（以下「司法書士等」という。）の行う債務整理事件の処理が債務者の生活再建に重要な役割を果たしていることから、司法書士等の行う債務整理事件の不適切な事件処理を防止し、不適正かつ不当な金額の報酬の請求又は受領を規制することにより、会員が債務整理事件の執務を通じて、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを目的とする。

（基本姿勢）

第２条　会員は、債務整理事件の処理に当たり、依頼者の生活再建を目指すことを常に念頭に置き、必要に応じて生活保護等の社会保障制度を活用する等、必要な方策を講じるよう努めなければならない。

（定　義）

第３条　この規則において、「債務整理事件」とは、会員が、金銭の貸付けを業とする者、立替払いを業とする者、信用供与を業とする者又はこれらに類する者に対して債務を負担する者から受任する任意整理事件、破産申立事件、民事再生申立事件、特定調停申立事件、過払金返還請求事件、ヤミ金処理事件及びこれらに類する事件をいう。

２　この規則において、「非司提携行為」とは、債務整理事件について、司法書士法又は弁護士法に違反して法律事務を取り扱い、又は事件をあっせんすることを業とする者から、事件の紹介を受ける行為、これらの者を利用する行為又はこれらの者に自己の名義を利用させる行為をいう。

３　この規則において、「依頼者」とは、債務整理事件について司法書士等に委任しようとする者又はしている者をいう。

４　この規則において、「債権者」とは、依頼者に対して債権を有するとみられる者をいう。

５　この規則において、「任意整理事件」とは、債権者が依頼者に対して有するとみられる債権について、弁済の額、方法等について裁判外で債権者と交渉し処理する事件（債権者との取引について、利息制限法（昭和29年法律第100号）が定める利息の利率による引き直し計算をした結果、依頼者が、債権者に対して債務を負担しないこととなる場合及び過払金（依頼者の債権者との取引について、利息制限法が定める利息の利率による引き直し計算をした結果、弁済すべき金額を超えて支払った金額をいう。以下同じ。）の返還債権を有することとなる場合を含む。）をいう。

６　この規則において、「過払金返還請求事件」とは、過払金が生じることとなった依頼者が、その債権者に対して過払金の返還請求を行う事件をいう。

７　この規則において、「ヤミ金」とは、債権者のうち、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）の上限金利を超える金利で業として貸付けを行う者、無登録で貸金業を営む者、脱法的行為により実質的に貸金業を行っている者等をいう。

８　この規則において、「ヤミ金処理事件」とは、ヤミ金が依頼者に対して金銭支払の要求等を行う際に、裁判上又は裁判外でヤミ金に対処又は交渉する事件をいう。

９　この規則において、「面談」とは、受任する司法書士等（司法書士法人が受任する場合にあっては当該司法書士法人の社員又は使用人である司法書士のうち少なくともいずれか一人の司法書士を、複数の司法書士等が受任する場合にあっては、受任する司法書士又は司法書士法人の社員若しくは使用人である司法書士のうち少なくともいずれか一人の司法書士をいう。）自身が、直接対面で聴取、助言等を行うことをいう。

10　この規則において、「司法書士費用」とは、債務整理事件において司法書士等が受領する報酬及び事件処理に必要な費用をいい、裁判手続において要する予納金等を含まない。

11　この規則において、「減額報酬」とは、紛争の相手方の請求額を減額させ、又は免れさせた場合における、依頼者が免れた債務の差額に対して一定の率等により計算して司法書士等が受領する金員をいう。

12　この規則において、「過払金返還報酬」とは、過払金の返還を受けた場合に、その返還額に対して一定の率等により計算して司法書士等が受領する金員をいう。

13　この規則において、「支払代行手数料」とは、分割払いの和解による弁済の履行や、民事再生事件における再生計画の履行に関し、司法書士等が依頼者から弁済金を預かって継続的に弁済の代行をする場合の司法書士等が受領する金員をいう。

（委任契約）

第４条　会員は、債務整理事件の依頼を受けるに当たり、簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判書類作成関係業務についての業務範囲を明確にする等、依頼を受ける業務の内容及び範囲を明確にした上で、受任内容を明らかにした契約書を書面又は電磁的記録により作成し、書面の原本若しくはその写し又は電磁的記録に記録されている事項の全部を出力した書面を依頼者に交付しなければならない。

（聴取事項）

第５条　会員は、債務整理事件を受任するに当たっては、あらかじめ、当該事件を受任する予定の司法書士等（司法書士法人が受任する場合にあっては、当該司法書士法人の社員又は使用人である司法書士のうち少なくともいずれか一人の司法書士を、複数の司法書士等が受任する場合にあっては、受任する司法書士又は司法書士法人の社員若しくは使用人である司法書士のうち少なくともいずれか一人の司法書士をいう。）が、当該依頼者と面談をして、次に掲げる事項を聴取しなければならない。ただし、依頼者において会員との面談が著しく困難な特段の事情がある場合には、会員は、その事情が解消した後、速やかに面談を行い、次に掲げる事項を聴取するものとする。

(1) 債務の内容

(2) 当該依頼者（当該依頼者と生計を同じくする家族がある場合には、当該家族を含む。）の資産、収入、生活費その他の生活状況

(3) 当該依頼者が不動産を所有している場合にあっては、その処理に関する希望

(4) 前各号に掲げるもののほか、当該債務整理事件の処理に関する意向

２　会員は、前項ただし書に規定する特段の事情がある場合において、依頼者が希望するときは、電話、書面、ファクシミリ、電子メール、テレビ電話、ウェブ会議システムその他の適当な通信手段又は同居の親族を介する等の手段により、前項各号に掲げる事項を聴取することができる。この場合において、会員は、面談して聴取を行う場合と変わらない程度に当該事項を的確に把握することができるように努めなければならない。

３　第１項の面談は、依頼者ごとに行わなければならない。ただし、当該事件の依頼者及び当該事件に関連する他の事件の依頼者について、その両者と同時に面談することが必要な場合その他特別な事情がある場合には、この限りでない。

（事件処理方針等及び不利益事項の説明）

第６条　会員は、債務整理事件を受任するに当たっては、依頼者に対し、事件処理の方針及び見通し、当該方針に係る法的手続、司法書士費用、事例に応じ予想される予納金等の出費並びに不利益の説明をしなければならない。

２　前項の説明は、前条第１項に規定する聴取を行った司法書士において、自ら行わなければならない。

３　第１項の説明を、前条第１項に規定する聴取を行った司法書士が自ら行うことができない正当な理由がある場合には、第１項の説明を行った司法書士と前条に規定する聴取を行った司法書士とが引継ぎを行い、引継ぎの記録を作成し保存した上で、引継ぎを受けた司法書士が第１項の説明を行わなければならない。

（司法書士費用の説明等）

第７条　会員は、前条の司法書士費用の説明に際しては、報酬表を提示する等、その算定方法を明示した上で十分に説明を行い、その内容を記載した書面等を依頼者に交付しなければならない。

２　司法書士費用は、当該事件が解決したことにより依頼者が受ける経済的利益、依頼者の資産、収入及び

生活の状況等を考慮した適正かつ妥当なものでなければならない。

（民事法律扶助制度等の説明）

第８条　会員は、債務整理事件を受任するに際しては、事案に応じ、依頼者の生活再建の観点から必要かつ相当と認める場合には、民事法律扶助制度その他の資力の乏しい者の権利保護のための制度を説明しなければならず、依頼者が当該制度の利用を希望する場合には、その利用が可能となるように努めなければならない。

（任意整理事件の報酬の上限）

第９条　会員は、任意整理事件の委任事務処理の報酬として、債権者一人あたり50,000円を超える額を請求し、又は受領してはならない。

２　前項の報酬は、事件着手時に発生する報酬に限らず、その後に発生する報酬及びその他の名目の報酬の合計額とする。

３　前二項の規定にかかわらず、会員は、任意整理事件の委任事務処理の報酬として、第１項に定める額のほか、次条から第13条までに定める額の報酬を請求し、又は受領することができる。

（減額報酬の上限）

第10条　会員は、任意整理事件において減額報酬を請求し、又は受領する場合には、減額され、又は免れた金額を経済的利益として、その経済的利益に10パーセントの割合を乗じた金額を超えて請求してはならない。

２　前項の報酬の算定に際し、和解によって支払いを免れる将来利息を経済的利益に算入してはならない。

（過払金返還報酬の上限）

第11条　会員は、代理人として過払金を回収した場合には、その回収した金額のみを経済的利益として、その経済的利益に次の割合を乗じた金額を超える額を過払金返還報酬として請求し、又は受領してはならない。

(1) 訴訟によらずに回収した場合　20パーセント

(2) 訴訟により回収した場合　25パーセント

（支払代行手数料の上限）

第12条　会員が、依頼者の債務を債権者に一括又は分割して支払うことを代行する場合には、支払一件につき1,000円を超える額を請求し、又は受領してはならない。

２　前項の代行について依頼を受ける際には、依頼者がこれを利用するか否かについて選択の機会を与えた上で、その意向を十分に考慮するものとし、強制してはならない。

（任意整理事件の付加報酬）

第13条　会員は、任意整理事件において次に掲げる事務以外の事務を行った場合には、第９条第１項の規定に基づき定めた報酬額に加え、第７条第２項の規定に照らし相当な範囲の報酬を請求することができる。

(1) 債権者に対し、事件を受任したことを通知し、取引履歴の開示を要求すること（依頼者及びその家族、保証人等の関係者への請求を差し控えるよう要求すること並びに違法行為を行っている債権者に対して支払の拒絶を通知することを含む。）。

(2) 債権者との取引について、利息制限法が定める利息の利率による引き直し計算を行うこと。

(3) 前号の引き直し計算の方法について、債権者と交渉をすること。

(4) 第２号の引き直し計算をした結果（前号の交渉を経た場合を含む。）、依頼者が負担することが明らかとなった債務について、主に依頼者の将来の収入を弁済の原資として、債権者との間で分割弁済の交渉をすること。

(5) 前号の交渉の結果、債権者と裁判外で和解をすること。

(6) 前号に掲げる事務の結果、成立した和解に基づく弁済の支払代行の依頼を受ける場合にあっては、当該事務を行うこと。

(7) 過払金の返還請求を行い、それを回収すること。

(8) 第９条から第11条までにかかる事務

(9) 前各号に掲げる事務に通常付随して行われる事務

（その他の報酬の規制）

第14条　会員は、任意整理事件において、日当、管理料、顧客台帳維持費その他名目のいかんにかかわらず、第９条から前条までに定める報酬以外の報酬を請求し、又は受領してはならない。

（ヤミ金処理事件の報酬の上限）

第15条　会員は、ヤミ金処理事件の委任事務処理の報酬として、債権者一人あたり30,000円を超える額を請求し、又は受領してはならない。

２　会員は、ヤミ金処理事件において、次に掲げる事務以外の事務（依頼者がヤミ金に対して支払った金銭を回収した場合には、その回収にかかる事務を含む。）を行った場合には、前項に基づき定めた報酬額に加え、第７条第２項の規定に照らし相当な範囲の報酬を請求することができる。

(1) ヤミ金に対し、事件を受任したことを通知し、取引履歴の開示を要求すること（依頼者及びその家族、保証人等の関係者への請求を差し控えるよう要求すること並びに支払の拒絶を通知することを含む。）。

(2) ヤミ金と依頼者との取引について、出資法に照らし違法な取引であるか否かの確認を行うこと。

(3) 前号の確認の結果に基づき、ヤミ金と交渉をすること。

(4) 第２号の確認の結果に基づき、ヤミ金との間で裁判外で和解をすること。

(5) 前号に掲げる事務の結果、成立した和解に基づく事務を行うこと。

(6) 前各号に掲げる事務に通常付随して行われる事務

３　前二項の報酬は、事件着手時に発生する報酬に限らず、その後に発生する報酬及びその他の名目の報酬の合計額とする。

（消費税）

第16条　第９条から第12条まで及び前条に定める報酬の額には、消費税額を含まない。

（残元本の確定等）

第17条　会員は、日本司法書士会連合会が制定した「司法書士による任意整理の統一基準」の趣旨を理解し、債務整理事件について、利息制限法所定の制限利率での引き直し計算により残元本額又は過払い額を確定することができる事案にもかかわらず、正当な理由なく、その引き直し計算結果に基づかず、かつ、このことについて依頼者に具体的な説明を行ってその了解を得ることなく、事件を処理してはならない。

（事件処理における面談義務）

第18条　会員は、債務整理事件を処理するに当たり、方針変更など重要事項について、依頼者と面談することなく、電話、郵便、電子メール等のみにより処理してはならない。

（報告義務）

第19条　会員は、依頼者に対し、債務整理事件の重要な経過及び結果、その他事件に重要な影響を及ぼす事項を速やかに報告しなければならない。

２　会員は、債務整理事件の処理が終了した場合には、その経過及び結果を遅滞なく依頼者に報告しなければならない。

（費用・報酬の精算）

第20条　会員は、債務整理事件終了後、遅滞なく、費用の精算をし、依頼者から預かった書類等及び依頼者のために取得又は受領した書類等を返還しなければならない。

（事件終了後の支援）

第21条　会員は、依頼者が債務を分割して弁済することとなった場合、その他依頼者の生活再建支援が必要となった場合には、適切な助言ができるように努めなければならない。

（非司提携行為の禁止）

第22条　会員は、非司提携行為を行ってはならない。

（偏った事件処理等の禁止）

第23条　会員は、債務整理事件を処理するに当たり、依頼者の意向を考慮するとともに、専門的知見による判断について依頼者に説明を行わなければならない。

２　会員は、過払金返還請求事件を受任するに当たっては、依頼者に他の債務があることを知りながら、当

該他の債務についての債務整理事件の依頼を受けずに過払金返還請求事件のみの依頼を受任してはならない。ただし、会員が当該他の債務について債務整理を行わない場合に生じる可能性のある不利益について説明し、その説明を受けても依頼者が当該他の債務についての債務整理事件を依頼することを希望せず、かつ、その理由が不当な目的に基づくものではないと認められるときは、この限りでない。

3　会員は、任意整理事件を受任するに当たっては、依頼者に他の債務の有無、内容及び件数を確認し、依頼者が負担する全ての債務に関する事項を把握するように努め、民事再生、自己破産の手続について説明することなく任意整理の提案をしてはならない。

4　会員は、任意整理事件を受任するに当たっては、依頼者に他の債務があることを知りながら、一部の債務のみについて任意整理事件を受任してはならない。ただし、会員が当該他の債務について債務整理を行わない場合に生じる可能性のある不利益について説明し、その説明を受けても依頼者が当該他の債務についての任意整理事件を依頼することを希望せず、かつ、その理由が不当な目的に基づくものではないと認められる場合には、この限りでない。

（解釈適用）

第24条　この規則は、債務整理事件が多様であり、個別性を有することに鑑み、司法書士の債務整理事件処理を不当に萎縮させることのないよう実質的に解釈し、適用するものとする。

附　則

（施行期日）

1　本規則は平成17年５月13日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和元年５月19日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和８年９月１日から施行する。

（規定の失効）

2　第３条第11項から第13項まで及び第９条から第16条までの規定については、令和13年８月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前になされた行為については、失効後もこの規則を適用する。